

立地協定書

飯舘村長 杉岡 誠（以下「甲」という。）と CRS スポーツ工業株式会社
代表取締役 佐藤 充（以下「乙」という。）は、乙が飯舘村内に事業所を新設
することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の立地に際し、円滑な事業活動が図られるとともに、地域
経済の発展のために、積極的な協力が得られるよう締結する。

（相互協力）

第2条 甲と乙とは、乙が飯舘村内に事業所を新設することについて合意し、甲
は、乙の業務が円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

（事業所の新設計画）

第3条 乙は、別紙事業所新設計画に基づき、事業所を新設するものとする。

（労働力の確保）

第4条 乙は、地域振興の観点に立って、新設した事業所の従業員については、
飯舘村民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、甲は、乙の
従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

（労働条件）

第5条 乙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安
全就業について十分配慮するものとする。

（権利義務の承継）

第6条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させ
る必要が生じたときは、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要と
する者に承継させることができるものとする。

（協議）

第7条 乙は、本協定に定める事業所が経済情勢や不測の事態により操業短縮等
に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。別紙、事
業所新設計画に記載の内容を変更する場合も同様とする。

（協定の解除）

第8条 乙が飯舘村での事業活動を中止した場合、又は法令若しくは公序良俗に
反する行為により、立地協定を締結する企業として相応しくないと認めた場
合、甲は本協定を解除することができるものとする。

（疑義の処理）

第9条 甲と乙は、本協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又は、
本協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議
の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名のうえ
互いに各1通を保有するものとする。

令和7年5月28日

甲 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯舘村長

杉岡 誠

乙 福島県福島市栄町12-10 ひかりビル5F

CRS スポーツ工業株式会社

代表取締役

佐藤 充

事業所新設計画

事業所名	CRS スポーツ工業株式会社
所在地	相馬郡飯舘村草野字大師堂 113
面積	5,000 m ²
設立・立地	令和 10 年予定
操業開始	令和 10 年予定
総投資額	5 億円
事業内容	バドミントンガットの製造
当初計画 （5年目）	増加従業員数 15 人 売上高 20 億円

（企業概要）

企業名	CRS スポーツ工業株式会社
代表者名	佐藤 充
所在地	福島市栄町 12-10 ひかりビル 5F
設立	2018 年 9 月 21 日
資本金	1,700 万円
従業員数	19 名
事業内容	バドミントンガットの開発研究・製造